

公立大学法人首都大学東京の第一期中期目標期間に係る業務実績評価の実施方法について(案)

地方独立行政法人法(抜粋)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況を調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評価をして、行わなければならない。
 (公立大学法人に関する特例)
 第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法(昭和22年法律第26号)第109条第2項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

1 基本方針(事前評価策定時に改定)

- 1 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。
- 2 評価を通じて法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示す。
- 3 法人の業務運営の改善・向上に資する。
- 4 都民への説明責任を果たす。
- 5 教育研究の質の向上に資する。
- 6 中期目標の期間の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討に資する。

(これまでの取組)

中期目標期間(平成17~22年度)に係る事前評価(4ヵ年)の実施
 (1) 対象 平成17年度から20年度まで
 (2) 評価結果
 評価1(中期目標の進捗状況が良好である。) ... 6項目
 評価2(中期目標の進捗状況が概ね良好である。) ... 45項目
 評価3(中期目標の進捗状況がやや不十分である。) ... 1項目
 評価4(中期目標の進捗状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である。) ... 0項目

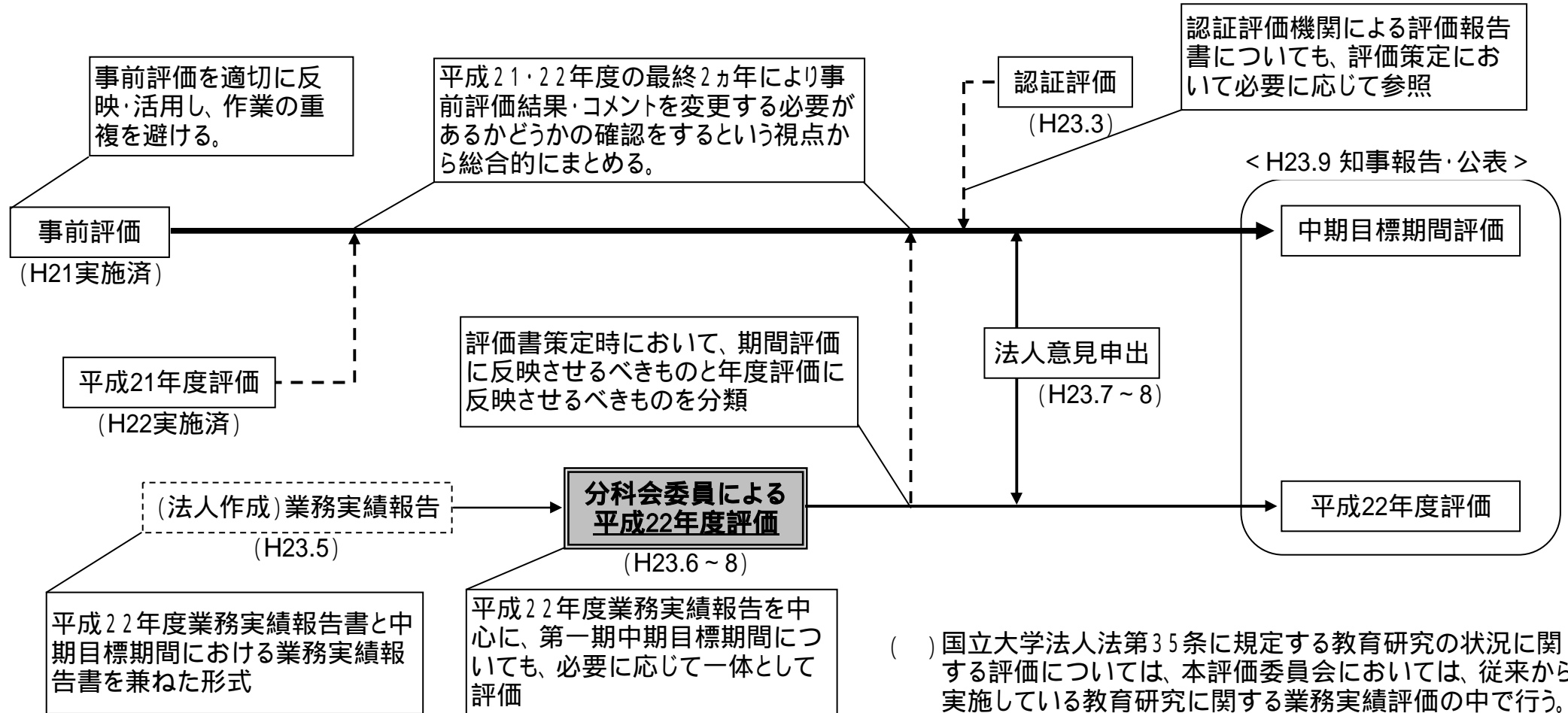
2 評価方法、スケジュール

基本的な考え方

平成17~20年度までの期間評価(事前評価)を踏まえ、平成21・22年度の実績・評価とともに、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を総合して実施する。

中期目標期間評価

事業年度評価



() 国立大学法人法第35条に規定する教育研究の状況に関する評価については、本評価委員会においては、従来から実施している教育研究に関する業務実績評価の中で行う。